

H24春協議

様式2

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	261	道路運送法の許可の条件付き緩和	特区内においては、新大阪や関西に代表される交通ターミナル等スポット的な地点を条件付きで運送行為ができるよう緩和する。	道路運送法第20条	国土交通省自動車局旅客課	和歌山県内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者(公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている事業者に限る。)が、和歌山県への滞在を主たる目的とし、和歌山県内に1泊以上滞在する旅客の輸送に限る等の条件を付した上で、平成28年3月31日までの期間限定で、関西国際空港の存する区域を営業区域として設定することができるよう、平成26年3月25日付け通達にて措置。(当初H26.4.1から2年間の措置であったが、平成30年3月31日まで延長)今後、平成29年度内に業界の要望の有無等を踏まえ、期限の延長に関して検討。	関西国際空港の存する区域については平成26年3月に協議終了。(平成30年4月以降の取扱い及びその他の区域については必要に応じ協議。)	関西国際空港の存する区域については平成26年3月に協議終了。(平成30年4月以降の取扱い及びその他の区域については必要に応じ協議。)	通達による措置が継続しているため、今後はフォローアップ対象から除外する。